

議案第 62 号

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 21 年 2 月 16 日提出

市川市長 千葉光行

市川市条例第 号

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 14 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 の表八幡第 5 駐輪場の項を削る。

別表 6 の表八幡第 10 駐輪場の項の前に次のように加える。

八幡第 5 駐輪場	市川市南八幡 4 丁目 165 番 8
-----------	---------------------

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 6 日から施行する。

理　　由

J R 本八幡駅周辺の良好な環境を確保するため、通勤、通学等による長時間使用を主目的とする第3種自転車等駐車場に該当する八幡第5駐輪場の一部に買い物客等による短時間使用を主目的とする第5種自転車等駐車場を設けることから、同駐輪場の区分を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。